他県における受動喫煙防止条例の主な罰則(過料)について

※大阪府の罰則は、既存特定飲食提供施設のうち、面積が30㎡~100㎡の飲食店のみが対象

※斜線:条例上の義務規定なし

区 分	義務の内容	健康増進法 (参 考)	神奈川県	東京都	静岡県	兵庫県	大阪府
法の規定	喫煙禁止場所へ喫煙器具・設備 を設置しないこと	50万	5万	5万		5万	5万 (既存特定 飲食店※)
	喫煙専用室が基準不適合の際は 標識の除去又は供用を停止する こと	50万		5万			5万 (既存特定 飲食店※)
	施設の出入口へ喫煙専用室設置 施設である旨の標識を掲示する こと	50万	5万	5万	罰則なし [公表のみ] (対象:飲食店)	罰則なし	5万 (既存特定 飲食店※)
	喫煙専用室等の標識に類似する 標識を掲示しないこと	50万		5万			5万 (既存特定 飲食店※)
	喫煙専用室等の標識の除去・汚 損・識別を困難にする行為をし ないこと	50万		5万			5万 (既存特定 飲食店※)
	喫煙禁止場所で喫煙をしないこ と	30万	2万	3万		2万	5万 (既存特定※)
	喫煙専用室を撤去した際は施設 の出入口の標識を直ちに除去す ること	30万		3万			3万 (既存特定 飲食店※)
	立入検査時の虚偽報告、検査の 拒否等をしないこと	20万	5万	2万	罰則なし	5万	2万 (既存特定 飲食店※)
条例の独自規定	喫煙禁止である旨の表示をする こと	_	5万	罰則なし	罰則なし [公表のみ] (対象:飲食店)	罰則なし [公表のみ] (対象:飲食店)	
	既存特定飲食提供施設におい て、従業員がいる場合は禁煙と すること(大阪は努力義務)	_		罰則なし			罰則なし